

R8年度版「アクションプラン」事業一覧表

区分	No.	新 継 強	計画	【町予算事業名】 実施対策事業	事業対象者	主な内容	主な補助内訳	
							補助区分	主な補助内訳
農村振興	1	新	③-1	【農業基本計画推進事業】 地域計画実現総合対策 (集落取組支援)	地域	地域計画の見直しと計画推進について協働の中で推進・支援する。<農業基本計画推進委員会を含む>	国・県	一
	2	継	③-2	【多面的機能支払交付金事業】 多面的機能支払交付金事業	地域	多面的機能支払交付金を最大限活用し、地域全体で農地を守る意識の構築を目指す。	国・県	有 3/4 補助
	3	継	③-2	【●いきいき農業サポートプラン】 耕作放棄地解消支援事業	地域	耕作放棄地を簡易に自己保全に戻せる状態にするため、解消活動に対して支援する。	国・県	無 一
	4	継	③-2	【●いきいき農業サポートプラン】 【中山間総合対策支援事業】 農作業受委託促進事業	作業受託者	休耕地化を防止するため、小区画圃場の【作業受託者】に対して補助する。(アグリソーターの登録)	国・県	有 20a未満の圃場 (最大 5,000 円/10a) ○水稻 (耕起・整地: 2 千円、田植: 1 千円、収穫: 2 千円)
	5	継	③-2	【有害獣侵入防止柵設置事業】 獣害対策支援事業	農業者	水稻、園芸、果樹を対象とした圃場への電気柵・ネット柵設置に係る資材購入費を補助する。	国・県	無 一
	6	継	③-4	【●いきいき農業サポートプラン】 市民農園運営事業	町	町市民農園と移住交流体験施設「黄舎」を活用し、農業体験等を通して都市住民との交流を促進する。	国・県	無 一
	7	継	③-3	【●いきいき農業サポートプラン】 営農モデル支援事業	地域	6 つの営農モデルのうち、大規模農業型もしくは農地保全型を実施する集落に対して支援を行う。	国・県	無 一
	8	新	③-2	【●いきいき農業サポートプラン】 農地適正管理事業	認定農業者 (水稻)	対象農地の草刈業務を耕作する畦畔の草刈りを、シルバ一人材センター等に委託した経費を担い手 1 農家あたり、年度内の上限額において補助する。	国・県	無 一
園芸振興	9	継	②-1	【スマートグリーン施設園芸推進事業】 スマート施設園芸拡大推進事業 ハード	認定農業者	国の交付金実施要領のうち「生産技術高度化施設」に定められたハウスの導入補助	国・県	有 6/10 補助 (補助上限)
	10	継	②-1	【未来に繋ぐふくいの農業応援事業】 園芸ハウス、機械整備事業 I 型	認定農業者 認定就農者 集落営農組織	規模拡大に係るハウス・機械設備の支援 (スマート農業機械含む)	国・県	有 1/2 補助
	11	継	②-1	【中山間総合対策支援事業】 園芸ハウス、機械整備事業 II 型 A	認定農業者 営農集団	中山間集落農業支援事業の県補助条件に採択された認定農業者や集落単位で営農に取り組む集落、県補助条件を満たさない認定農業者の外、集落単位で営農に取り組む集落に対し、小型ハウス・機械導入補助をする。(スマート農業機械含む)	国・県	有 1/3 補助 (中山間地域に限る)
	12	継	②-1	【未来に繋ぐふくいの農業応援事業】 園芸ハウス、機械整備事業 II 型 B	認定農業者	認定農業者 2 経営体以上で機械等を共同利用し、作付面積の拡大を支援するために機械導入補助をする。(スマート農業機械含む)	国・県	有 1/3 補助
							町	継続 1/3 補助 (補助上限 1,000 万円)

	13	継	②-1 ③-3	【●いきいき農業サポートプラン】 園芸ハウス、機械整備事業 Ⅲ型	グループ営農型	地域で共同利用の園芸機械と小型ハウス整備を補助する。(スマート農業機械含む) ※一人当たり、園芸：路地経営面積 20a 以上、ハウス経営（合計面積 2a 以上）	国・県	無	—
							町	継続	1/2 補助 (補助上限 500 万円)
14	継	②-3	【●いきいき農業サポートプラン】 すまいる園芸サポート事業	福祉団体	《農商工と福祉と学の連携事業》 町内の福祉施設、学校が取り組む園芸施設等の整備を支援	国・県	無	—	
15	新	②-1 ④-3	【がんばれ特産産地小さな農業応援事業】 がんばれ特産産地小さな農業応援事業 (ソフト)	小規模農家 営農集団	地域特産物の導入や生産拡大等、小規模農家が行う園芸の新たなチャレンジに要する経費に対して支援する。 ※現状販売額の 20%以上の増加及び 20 万円以下の場合は 20 万円以上増加する計画が必要。	国・県	有	県：1/2 補助 (補助上限 個人 120 万円 集団：240 万円)	
16	継	②-1 ④-3	【●いきいき農業サポートプラン】 果樹生産拡大支援事業	地域 認定農業者	果樹苗の支援と併せて更なる果樹の産地化を目指し、産地化に必要な支援を規模に合わせて行う。 ①5~10 反未満、②1~2 町未満、③2~3 町未満	国・県	無	—	
17	継	④-1	【●いきいき農業サポートプラン】 果樹生産支援事業	全町民	果樹生産 UP (ゆかり店・道の駅等)を目指し、一般町民を対象に、苗購入費の補助により栽培を促進し、町全体で果樹産地を構築するもの。(対象者の登録により組織化)	国・県	無	—	
18	継	②-2 ④-3	【産地交付金】 園芸生産品目強化事業	農業者	園芸産地交付金対象品目の推進のため、試験栽培を含め、栽培強化のために必要な支援を行う。	国・県	有	推進品目耕作面積に応じて補助 (10a 当たり)	
						町	継続	推進品目耕作面積に応じて補助 (10a 当たり)	

※グループ営農とは、地域（集落）又は町内に住所を有する農業者3人以上で構成する経営体のこと。

区分	No.	新 継 強	計画	【町予算事業名】 実施対策事業	事業対象者	主な内容	補助区分	主な補助内訳
水稻耕作支援	19	継	③-2	【環境保全型農業支援事業】 環境保全型農業直接支払交付金事業	農業者	いちはまれ作付要件にもつながる減農薬等の環境保全型農業の取組みを拡大、ブランド米生産の基盤づくり、担い手の所得アップを目指す。	国・県 有 町 繙続	メニュー別交付金の3/4 メニュー別交付金の1/4
	20	強	②-1	【未来に繋ぐふくいの農業応援事業】 水稻機械導入補助事業 I型	認定農業者 認定就農者 集落営農組織	規模拡大に係るICT農業機械の整備支援(スマート農業機械含む) または規模拡大を図るための機械整備	国・県 有 町 繙続	1/3補助(営農の継続事業のみ1/6) 1/3か1/4補助(補助上限1,000万円)
	21	強	②-1	【●いきいき農業サポートプラン】 【中山間総合対策支援事業】 水稻機械導入補助事業 II型A	認定農業者 営農集団	中山間総合対策支援事業の県補助条件に採択された認定農業者や集落単位で営農に取り組む集落、県補助条件を満たさない認定農業者以外、集落単位で営農に取り組む集落に対し、育苗ハウス・機械導入補助をする。(スマート農業機械含む)	国・県 有 町 繙続	1/3補助(中山間地域に限る) 1/3か1/4補助(補助上限1,000万円)
	22	継	②-1	【●いきいき農業サポートプラン】 【中山間総合対策支援事業】 水稻機械導入補助事業 II型B	認定農業者	認定農業者2経営体以上で機械等を共同利用し、作付面積の拡大を支援するために機械導入補助をする(スマート農業機械含む)	国・県 有 町 繙続	1/3補助 1/4補助(補助上限1,000万円)
	23	継	②-1 ③-3	【●いきいき農業サポートプラン】 水稻機械導入補助事業 III型	グループ営農型	農家の農業継続、集落営農立ち上げのきっかけづくりのため、機械導入の補助をする。(スマート農業機械含む) ※一人当たり水稻: 経営面積30a以上	国・県 無 町 繙続	— 1/2補助(補助上限500万円)
	24	継	①-1	【新規就農者育成総合対策事業】 新規就農者募集事業	新規就農希望者	都市部で開催される新規就農希望者とのマッチングイベントに出展参加。また閲覧数の多い新規就農支援HPに掲載して新規就農者を確保する。また、福井県の新規就農者支援事業と連携強化し、福井県に関心を持つ就農希望者の取込みを図る。	国・県 無 町 繙続	— 新規就農イベント等出展、県就農支援事業と連携強化
担い手育成と支援	25	継	①-1	【新規就農者育成総合対策事業】 新規就農者移住支援事業 A	新規就農者	町で整備した移住交流体験施設「黄舎」を活用し、新規就農希望者の定住までの期間を、低額家賃で支援する。	国・県 無 町 繙続	— 管理委託業務(家賃月1.8万円のうち1/2の補助)
	26	継	①-1	【新規就農者育成総合対策事業】 新規就農者移住支援事業 B	新規就農者	町外からの新規就農希望者の定住までの期間について、民間の住宅家賃補助をする。※他の助成事業がある場合は不足分のみ。	国・県 無 町 繙続	— 1/2補助(補助上限5.3万円) ※契約時から2年間
	27	継	①-1 ①-2	【新規就農者育成総合対策事業】 新規就農給付金事業(青年就農等) A	新規就農者	町で就農し、認定農業者を目指す研修生や農業者に対して、研修期間中や就農直後の所得補償を行う。	国・県 有 町 繙続	<国・県要綱補助額>(例: 経営開始資金150万円/年、就農奨励金(県)最大90万円/年) ・就農準備期間に支給額の1/2を上乗せ ・経営開始期間に支給額の1/2を上乗せ
	28	継	①-1 ①-2	【新規就農者育成総合対策事業】 新規就農給付金事業(青年就農等) B	新規就農者	町で就農し、認定農業者を目指す研修生に対して、研修期間中の所得補償を行う。(国・県の準備型交付対象者以外の人材育成拠点施設在籍者)	国・県 無 町 繙続	— 7.5万円/月
	29	継	①-1	【新規就農者育成総合対策事業】 新規就農者育成総合対策事業	新規就農者	新規就農を目指す者が円滑に就農するため、生産用施設や機械等の整備を支援する。(小農具等を含む)	国・県 有 町 繙続	1/2~1/4補助(補助上限1,000万円) 1/2~1/4以内補助(営農類型に応じて変動) 対象期間: 新規就農時から5年間(就農計画に基づく) ※最低自己負担額1/10以内
	30	新	①-1	【未来に繋ぐふくいの農業応援事業】 新規就農者育成総合対策事業 (地域計画早期実現支援枠 ソフト・修繕等)	新規就農者 (50歳未満)	新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等や、法人化・専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に関する費用を支援する。(世代交代円滑化タイプ)	国・県 有 町 新規	国: 1/3補助(補助上限600万円) 県: 1/6補助 ※国補助金額は、No.30、No.31合計で600万円 1/6補助(補助上限300万円)

	No.	新 継 強	計画	【町予算事業名】 実施対策事業	事業対象者	主な内容	補助区分		主な補助内訳
							国・県	有	
	31	新	①-1	【未来に繋ぐふくいの農業応援事業】 新規就農者育成総合対策事業 (地域計画早期実現支援枠 機械・施設の導入)	新規就農者 (50歳未満)	新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、農業用機械・施設等の購入やリース費用を支援する。 (世代交代円滑化タイプ)	国・県	有	国: 1/2 補助 (補助上限 600 万円) 県: 1/4 補助 ※国補助金額は、No.31、No.32 合計で 600 万円
							町	新規	1/6 補助 (補助上限 200 万円)
	32	継	②-2	【意欲あるふくいの畜産支援事業】 畜産経営基盤強化支援事業	認定農業者 畜産農家	若手の経営者が経営規模拡大のために行う畜舎の増改築や省力化機械導入を支援する。 (スマート農業機械含む)	国・県	有	1/3 補助 (畜舎増改築等…補助上限 1,200 万円) 1/3 補助 (省力化機械…補助上限 400 万円)
							町	継続	1/3 補助
	33	新	④-3	【農村発イノベーション推進事業】 農村発イノベーション事業 ハード	農林漁業者	農村発イノベーションに取り組む事業者に対して、農林水産物に加え、農村の景観や文化、伝統等の農村資源を活用した加工・体験施設、農家民宿、農家レストラン等の運営に必要な施設、機械、リノベーション等の整備に必要な経費を支援する。	県	有	1/3 補助 (補助上限 1,000 万円)
							町	新規	1/3 補助 (補助上限 1,000 万円)
	34	新	①-1	【●いきいき農業サポートプラン】 農業機械・施設改修事業	半農半X	経営所得安定対策事業を申請して出荷販売している者で、水稻: 経営面積 30a 以上、園芸: 路地経営面積 20a 以上 ハウス経営 (合計面積 2a 以上) の半農半Xに対して、農業機械・施設の改修費用を補助する。	国・県	無	—
							町	新規	1/2 補助 (補助上限 50 万円) ※5 年に 1 回補助
	35	継	④-2	【●いきいき農業サポートプラン】 食育・農業教育推進事業	園児・児童	幼少期からの食育や健康づくり、保育園や小中学校での農業教育を関係機関と連携し活動を推進する。併せて親子栽培体験などの食育のための体験を実施する。	国・県	無	—
							町	継続	県やJAと連携した活動の推進強化
販路拡大	36	新	④-3	【農村発イノベーション推進事業】 農村発イノベーション事業 ソフト (農業スキルアップ支援)	農林漁業者	農山漁村資源を活用した景観地づくりや特産品、メニューの開発等、農山漁村の魅力向上に繋がる新たなチャレンジに要する経費、新たな販路の開拓や生産技術の向上を図るための研修、ECサイト等の立ち上げに必要な費用を補助する。	県	有	1/3 補助 (補助上限 100 万円)
							町	新規	1/3 補助 (補助上限 100 万円)
戦略全般	37	強	③-4	【農業基本計画推進事業】 農業サポートセンター運営事業	全体	・美浜町農業人材育成拠点研修施設事務所の運営 ・新規就農者の総合相談窓口 ・地産地消の強化 ※あらしの会 (家庭菜園等) の育成と販売促進 ・農業総合相談窓口 (一般) ・園芸推進強化…ハウス園芸を含む栽培等指導体制の強化と高収益作物の推進、伝統野菜や果樹等の推進品目・野菜の生産拡の取組 など	国・県	無	—
							町	継続	農業振興全般に対する戦略的対応
	38	継	②-3	農業雇用ネットワーク事業	農業経営者 求職者	求人者である農業経営者と働き手の求職者を繋ぐネットワークを立ち上げ、労働力不足を解消する。	国・県	無	—
							町	継続	町HPに雇用情報を掲載

※グループ営農とは、地域（集落）又は町内に住所を有する農業者 3 名以上で構成する経営体のこと。

※予算状況により、事業内容の変更や事業実施時期が遅滞する場合があります。（R 8 当初に向けて）